

第0章 総則

第1 趣旨

この基準は、豊田市危険物規制規則（昭和47年3月規則8号）第27条の規定に基づき、危険物の規制事務を統一的に処理するために必要な基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

第2 標準処理期間

許可申請に係る標準的な処理期間は、申請書到達の翌日を起算日とし、土日、祝日を除く14日とする。

第3 用語

この審査基準の用語は、次の例による。

- 1 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）
- 2 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- 3 「危省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- 4 「危告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）
- 5 「危告不」とは、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第557号）
- 6 「危告ハ」とは、製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第558号）
- 7 「危告泡」とは、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第559号）
- 8 「施行令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- 9 「施行省令」とは、消防法施行省令（昭和36年自治省令第6号）
- 10 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 11 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- 12 「予防条例」とは、豊田市火災予防条例（昭和47年豊田市条例第2号）
- 13 「JIS」とは、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）をいう。なお、省令、告示及びこの審査基準中にJISを引用して定めている技術上の基準については、当該JISの最新のものを適用する。
- 14 「製造所等」とは、法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。
- 15 「障壁」とは、危政令第10条第3項第4号の「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁をいう。
- 16 「防火上重要ではない間仕切壁」とは、建築基準法で定める主要構造部に該当しない壁のうち、危険物を取り扱わない場所に設けるもの、又は区画を形成しないものであり、かつ、壁の有無により消防用設備等の設置に影響がないものをいう。

第4 凡例

参考とした運用通知の凡例は以下のとおり。

(例) (S 34 国消予 17)

S : 昭和
H : 平成
R : 令和
□一マ数字に続く算用
数字は通知が発行され
た年を示す。

文書に付された番号を略したもの。

文書に付された記号を略したもの。

(例)

国消予 : 国消甲予発

自消予 : 自消丙予発

予 : 消防予

危 : 消防危